

# 三木市 PPP/PFI 優先的検討方針

令和 5 年 3 月

三 木 市



# 目次

<b>第1章 優先的検討方針の目的</b> .....	<b>1</b>
1 取組の動向 .....	1
2 方針策定の目的 .....	2
<b>第2章 PPP/PFIの概要</b> .....	<b>3</b>
1 PPP/PFIとは .....	3
2 PFI手法 .....	3
3 PFI以外のPPP手法 .....	7
4 PPP/PFIによる効果 .....	9
5 官民対話の方法 .....	10
<b>第3章 三木市におけるPPP/PFI導入の考え方</b> .....	<b>11</b>
1 優先的検討の対象とする事業分野の範囲 .....	11
2 PPP/PFIの推進体制 .....	11
3 PPP/PFIの導入の流れ .....	12
<b>第4章 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討</b> .....	<b>13</b>
1 事業発案（ステップ0） .....	13
2 優先的検討の開始（ステップ1） .....	13
3 適切な手法の選択（ステップ2） .....	14
4 簡易な検討（ステップ3） .....	14
5 詳細な検討（ステップ4） .....	17

# 第1章 優先的検討方針の目的

## 1 取組の動向

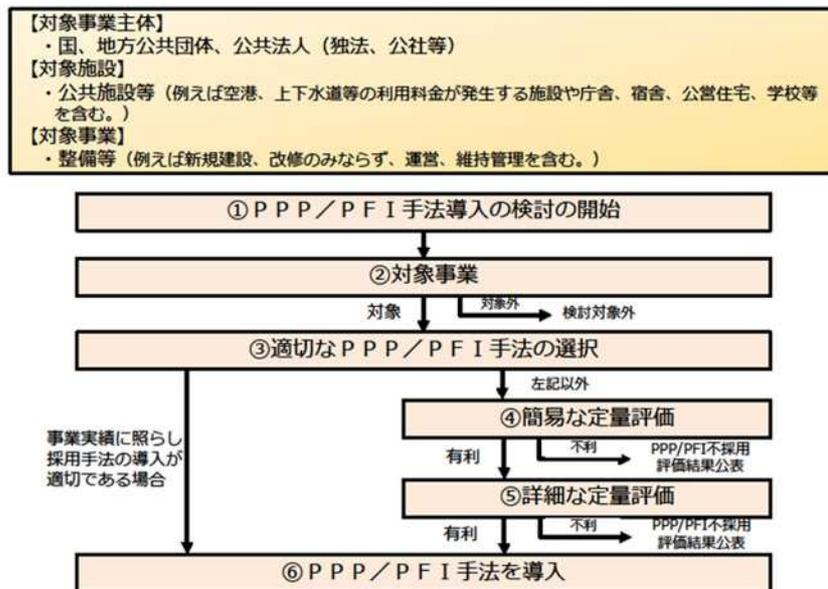
### 1-1 国の取組

平成27年12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「優先的検討指針」という。）が決定されたことを受け、同年12月17日付けで内閣府政策統括官及び総務省大臣官房地域力創造審議官の連名により都道府県、政令指定都市宛て「優先的検討規程（多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するための手続及び基準等）」の策定が要請された。

公共施設等を管理する地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、「優先的検討指針」に基づき、それぞれ管理する公共施設等について「優先的検討規程」を定め、これに従ってPPP/PFI手法導入の優先的検討を行うことが求められている。

内閣府が示す優先的検討プロセスの全体像は、次のとおりである。

図表 1 内閣府が示す優先的検討プロセス



出所：内閣府「PPP/PFI優先的検討指針の概要」

なお、都道府県・政令指定都市・人口20万人以上の市区については、国からの更なる要請（「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」平成29年1月31日）により平成28年度末までの策定が求められたことから、令和2年度末における優先的検討規程の策定率は8割を超えている。

一方、人口20万人未満の市区町村では、令和2年度末時点においても策定率は1割強にとどまることから、国は重ねての要請（同 令和3年6月21日）を行い、人口10万人以上20万人未満の団体にとっては令和5年度末までの策定を、人口10万人未満の団体にとっては必要に応じた同様の取組をそれぞれ求めており、優先的検討規程策定の要請は小規模自治体にまで拡大している。

### 1-2 三木市の取組

本市では、持続可能なまちづくりを行うため、「三木市総合計画（令和2年～令和11年）」において、市民、議会、企業、団体及び行政が一丸となり、それぞれの知見や知恵を出し合い、役割を担っていく考え方に

基づき、民間事業者との連携による市民サービスの維持・向上を掲げている。

また、本市のまちづくりに重要な役割を果たす公共施設に関しては、「三木市公共施設等総合管理計画」において、民間事業者との連携を更に進め、効率的な維持管理に取り組むこととしている。

本市は、これまでからも指定管理者制度の導入や民間委託を進めてきたところであるが、両計画に基づき、民間活力の活用を一層促進しようとしているところである。

## 2 方針策定の目的

前項のとおり、本市は、PPP/PFIの導入に向けた一層の取組が求められている。

そこで、国の動向（要請）も踏まえ、PPP/PFI手法（PFIを含むPPP手法全般）の活用をより積極的に検討するための基本的な考え方や手順等を示した優先的検討方針を策定するものである。

本方針は、本市が行財政運営の合理化及び健全化並びに市民サービスの一層の向上に向け、PPP/PFI手法の導入を検討していくために必要となる基本的な知識を整理するとともに、本市がPPP/PFI手法の導入を、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として策定するものである。

## 第2章 PPP/PFIの概要

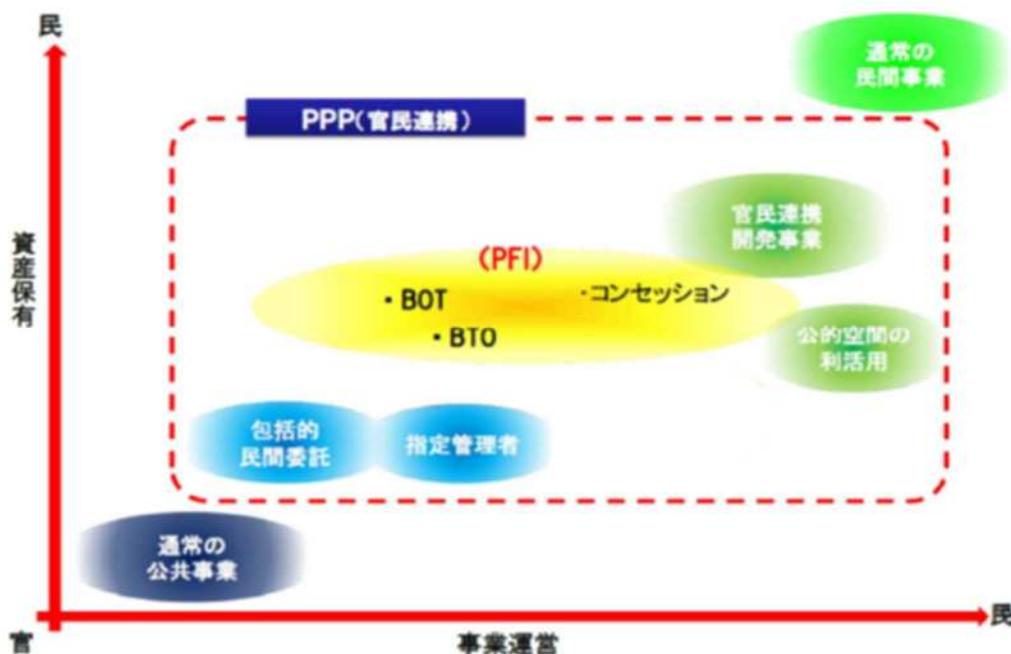
### 1 PPP/PFIとは

#### 1-1 PPP/PFI手法

PPP（Public Private Partnership）とは、公共と民間が連携・協働し、互いの強みを生かすことにより最適な公共サービスの提供や望ましいまちづくりを行うための手法であり、PPPを活用することで地域の価値や住民満足の最大化を図ることを目的とする。

PPPには、PFI（Private Finance Initiative）をはじめ、指定管理者制度や包括的民間委託、公有財産利活用等が含まれる。

図表 2 PPP/PFI 手法の位置付け



出典：国土交通省総合政策局資料

### 2 PFI手法

#### 2-1 PFI手法とは

PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが見込める事業にPFI手法を採用する。

## 2-2 PFI手法の方式及び類型

### (1) 方式

#### ア 公共施設等の設計・建設（改修）を伴う場合

公共施設等に係る所有権移転のタイミング等により、次に掲げる方式がある。

**図表 3 公共施設等の設計・建設（改修）を伴う方式**

方式	内容
BTO 方式	・民間事業者が自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式（Build（建設） - Transfer（移転） - Operate（運営等））
BOT 方式	・民間事業者が自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式（Build（建設） - Operate（運営等） - Transfer（移転））
BOO 方式	・民間事業者が自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど、公共側へ施設の所有権を移転しない方式（Build（建設） - Own（所有） - Operate（運営等））
BT 方式	・民間事業者が自ら調達した資金により公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転する方式（Build（建設） - Transfer（移転））
RO 方式	・既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が自ら調達した資金により施設を改修し、改修後も民間事業者が維持管理・運営等を行う方式（Rehabilitate（改修） - Operate（運営等））

#### イ 公共施設等の維持管理・運営のみを対象とする場合

次に掲げる方式がある。

**図表 4 公共施設等の維持管理・運営のみを対象とする方式**

方式	内容
公共施設等運営事業（コンセッション）方式	・利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う方式
O 方式	・公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により民間事業者に一括発注したり性能発注したりする方式（Operate（運営等））

### (2) 類型

民間事業者の資金回収の観点から、次に掲げる類型がある。

図表 5 類型

類型	内容
サービス購入型	民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、公共側はそのサービスの提供に対して対価を支払う形態
独立採算型	民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する形態
混合型	サービス購入型及び独立採算型を合わせた形態

### 2-3 従来型手法との違い

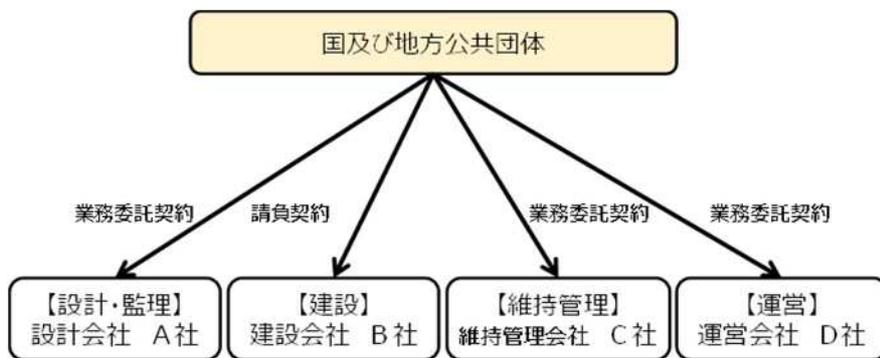
従来型手法による公共事業では、設計、建設、維持管理・運営の各業務を分割し、年度ごとに民間事業者に発注する。

一方、PFI手法では、設計、建設、維持管理・運営の各業務を長期の契約として一括して民間事業者に委ねる。

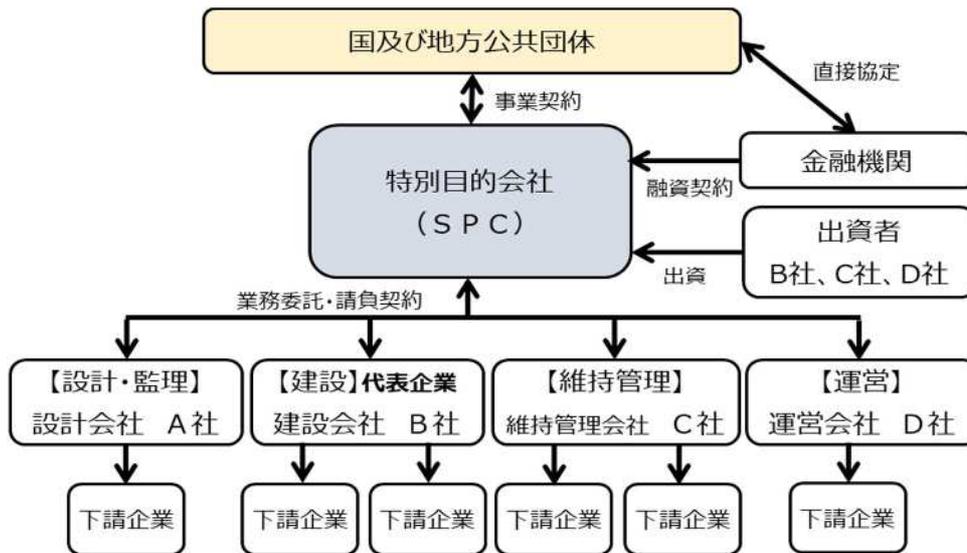
また、PFI手法では従来のように細かな仕様を定めるのではなく、発注者が求めるサービス水準や性能を明らかにし、民間事業者が満たすべき水準として規定する「性能発注」の形態を取る。

更に、PFI手法では、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が新会社を設立し、設計、建設、維持管理・運営に当たることが多く、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のことを「特別目的会社」（SPC : Special Purpose Company）という。

図表 6 従来型手法



図表 7 一般的な PFI 手法



## 2-4 リスク管理

事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災など、さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）がある。

PFI手法では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担し、他のPPP手法（DBO等）においてもPFI手法と同様にリスク管理の考え方を取る場合がある。

## 2-5 VFM

### (1) VFM とは

VFM（Value For Money）はPFI手法における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことを指す。

PFI手法により実施することで、公共施設等の整備等において、「公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できる」又は「公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待でき、効率的かつ効果的に実施できる」ときに、「VFMがある」という。

### (2) VFM の評価

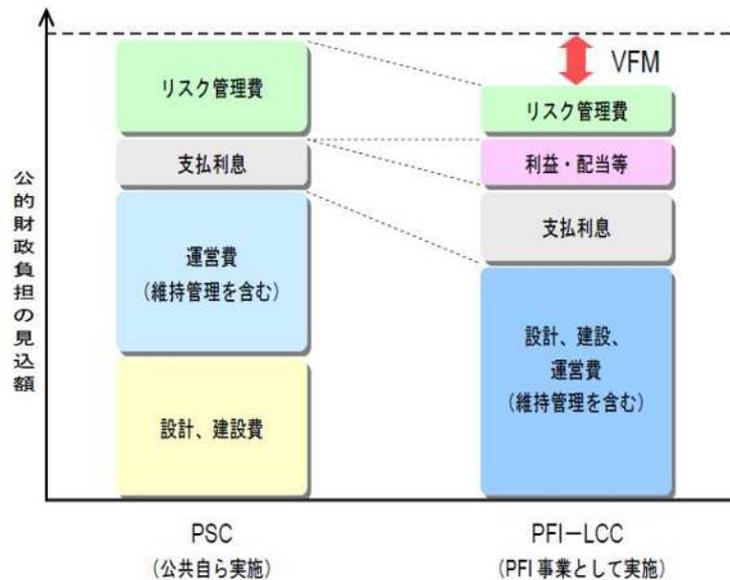
VFMの評価は、従来型手法により事業を実施した場合における事業期間全体を通じた総コストであるPSC（Public Sector Compactor）とPFI手法により実施した場合における事業期間全体を通じた総コストであるLCC（Life Cycle Cost）との比較により行う。

なお、従来型手法のPSCとPFIのLCCは、割引率（※1）を用いた現在価値（※2）換算後の値を使用する。

PFI手法におけるVFMの評価は法律上義務付けられており、他のPPP手法（DBO等）においても評価することがある。

- ※ 1 割引率： 現在価値を算出する際に用いる利率であり、割引率についてはリスクフリーレート（無リスクで運用できる金融商品の利回り）を用いることが適当である。
- ※ 2 現在価値： 複数年にわたる事業の経済的価値を図るため、将来価値を一定の割引率で置き換えたものをいう。

図表 8 VFM のイメージ



出典：内閣府資料

### 3 PFI以外のPPP手法

#### 3-1 公共施設の整備・管理運営事業に適したPPP手法

次に掲げるとおりである。

図表 9 公共施設の整備・管理運営事業に適した PPP 手法

手法	内容
DBO 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等の設計、建設、維持管理・運営を一括して発注する方式（Design（設計） - Build（建設） - Operate（運営等））</li> <li>・資金調達及び施設所有は公共が担う</li> <li>・設計、建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的</li> </ul>
DBM 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等の設計、建設、維持管理を一括して発注する方式（Design（設計） - Build（建設） - Maintenance（維持管理等））</li> <li>・資金調達及び施設所有は公共が担う</li> <li>・設計、建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的</li> </ul>
DB 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等の設計、建設を一括して発注する方式（Design（設計） - Build（建設））</li> <li>・資金調達及び施設所有は公共が担う</li> </ul>

	・設計、建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的
リース方式	・民間事業者が建設した施設を公共が期間を定めて借り上げ、公共サービスを提供する方式
セール&リースバック	・既存の公共施設を民間に売却し、民間が施設を改修・改築後、公共とリース契約を締結する方式
設置管理許可制度	・公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が許可を与える制度（設置許可及び管理許可）
公募設置管理制度 (Park-PFI)	・都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置及び当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公園管理者が公募により選定する制度

### 3-2 公共施設の維持管理・運営事業に適したPPP手法

次に掲げるとおりである。

**図表 10 公共施設の維持管理・運営事業に適した PPP 手法**

手法	内容
指定管理者制度	・地方公共団体が、公の施設の維持管理・運営等を、管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる制度
包括的民間委託	・単体あるいは複数の公共施設等において、維持管理・運営に係る複数業務を性能発注により複数年度にわたり業務委託する手法
設置管理許可制度	・公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が許可を与える制度（管理許可）

(参考) PPP/PFI手法の一覧

図表 1 1 公共施設の整備・維持管理・運営事業に適した PPP/PFI 手法一覧

PPP 手法			業務範囲				施設の所有者	資金調達
			設計	建設	維持管理	運営		
PFI手法	適した手法 整備・維持管理・運営事業に	PFI-BTO	民間	民間	民間	民間	公共	民間
		PFI-BOT	民間	民間	民間	民間	民間	民間
		PFI-BOO	民間	民間	民間	民間	民間	民間
		PFI-RO	民間	民間	民間	民間	公共	民間
		PFI-BT	民間	民間	-	-	公共	民間
	適した手法 維持管理・運営事業に	公共施設等運営権制度 (コンセッション)	-	-	民間	民間	公共	民間
		PFI-O	-	-	民間	民間	公共	-
PFI手法以外のPPP手法	適した手法 整備・維持管理・運営事業に	DBO	民間	民間	民間	民間	公共	公共
		DBM	民間	民間	民間	-	公共	公共
		DB	民間	民間	-	-	公共	公共
		設置管理許可制度	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	適した手法 維持管理・運営事業に	公募設置管理制度 (Park-PFI)	民間	民間	民間	民間	民間 ----- 公共	民間
		指定管理者制度	-	-	民間	民間	公共	公共
		包括的民間委託	-	-	民間	民間	公共	公共
		設置管理許可制度	-	-	民間	民間	公共	公共

4 PPP/PFIによる効果

PPP/PFIの手法に応じ、次に掲げる効果が期待される。

4-1 低廉かつ良質な公共サービスの提供

公共施設の整備・管理運営事業において、PFIをはじめPPP手法を導入することで、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用でき、質の高い公共サービスの提供が期待できる。

また、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計、建設、維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。

## 4-2 財政負担の平準化

PFI手法やリース方式では民間事業者が資金調達し施設整備を行い、公共はその対価を事業期間にわたり支払う。

これにより、公共は建設時における多額の支出を避け、財政負担の平準化が可能となる。

## 4-3 財政収入の増加

公共施設の整備・管理運営事業では、PPP/PFI手法を導入することで、民間事業者によるサービスの質の向上や新たなサービスの提供等により施設利用者からの収入増につながり、その収益の一部を公共が受け取る場合がある（プロフィットシェアリング）。

また、公共施設等運営事業（コンセッション）方式では、運営権の対価の設定により財政収入が期待できる。

## 4-4 新しい官民パートナーシップの形成及びそれによる地域課題の解決

従来、公共が行ってきた事業を民間事業者が行うことで、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの形成が期待される。

また、新たな官民パートナーシップの下、民間ならではの発想による公共サービスの提供により、地域課題の解決や望ましいまちづくりの実現が期待できる。

## 4-5 民間の事業機会の創出を通じた地域経済の活性化

公共施設の整備・管理運営事業では、従来、公共が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対し新たな事業機会をもたらす。

これは、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなる。

こうした民間の新たな事業機会の創出は地域企業の活躍の場を促し、地域の雇用を増やすこととなり、地域経済の活性化につながることを期待できる。

## 5 官民対話の方法

PPP/PFI手法を導入していくには、公共と民間事業者が情報を共有し、事業に対する相互理解及び信頼度を深めることが重要である。

より幅広く、さまざまなPPP/PFI手法を検討し導入していくため、必要に応じ、公共と民間事業者が情報共有・意見交換等を行い、より多角的に検討することが重要となる。

また、意見聴取の相手方を決めるに当たっては、公募又は公共が任意に選定する方法がある。

図表 12 意見聴取の相手方を決める方法

方法	内容
公募による意見聴取	・公共が官民対話の相手方を公募し、意見聴取を行う。 ・効果的なアイデア・工夫を得るため対話の際に提案を求める（提案が採用された民間事業者には事業者選定の評価においてインセンティブを付与することも可能である。）。
任意による意見聴取	・公共が対話の相手方を公募せずに任意に決定し、意見聴取を行う。

## 第3章 三木市におけるPPP/PFI導入の考え方

### 1 優先的検討の対象とする事業分野の範囲

次に掲げる公共施設整備・維持管理運営事業とする。

図表 13 事業分野の範囲

公民館等市民文化系施設、図書館・美術館等社会教育系施設、体育館等スポーツ・レクリエーション系施設、道の駅・物産館等産業系施設、小・中学校等学校教育系施設、幼稚園・保育園等子育て支援施設、介護支援センター等保健・福祉施設、庁舎・消防本部等行政系施設、公営住宅、クリーンセンター等供給処理施設、インフラ（上下水道、道路等）などの民間による整備・管理運営

### 2 PPP/PFIの推進体制

#### 2-1 庁内体制

PPP/PFI導入の検討・決定・実施に当たっては、市としての統一的な手順により進める必要がある。

このため、「事業所管課」は、PPP/PFIの導入検討や具体的な事業手続を円滑に進めていくに当たり、「制度所管課」と連携を図りながら、「公共施設再配置推進本部」（以下「推進本部」という。）又は各事業の庁内検討委員会（以下、まとめて「推進本部等会議」という。）における協議を経て、最適な事業手法を決定することとする。

##### （1）事業所管課

事業所管課は、制度所管課と連携を図りながら個別事業におけるPPP/PFIの導入検討を行い、導入決定を受けた事業について、実施方針の策定、事業者の選定等の具体的な事務を進めていく。

また、契約手続について総務部財政課と連絡・調整を行い、必要に応じ、外部アドバイザーを活用することにより円滑に事業を実施する。

##### （2）制度所管課

総務部経営管理課は、PPP/PFIの導入を全庁的に推進していく「制度所管課」として、本方針に沿った事業所管課による検討進捗を把握し、PPP/PFI導入の検討・決定、更には実施において事業所管課と連携を図るとともに、推進本部の事務局として会議の運営等を担う。

##### （3）庁内検討組織

部長会メンバーで構成する推進本部又は各事業の関係部署で構成する庁内検討委員会とする。

#### 2-2 外部のノウハウ活用等

##### （1）国等の支援策の活用

PPP/PFIの推進において内閣府や国土交通省などの国の支援策を活用することを検討する。

##### （2）外部アドバイザー（コンサルタント）

外部アドバイザー（コンサルタント）とは、PPP/PFI事業において求められる実務並びに財務、法務及び技

術等の専門知識等についてアドバイスする専門家である。

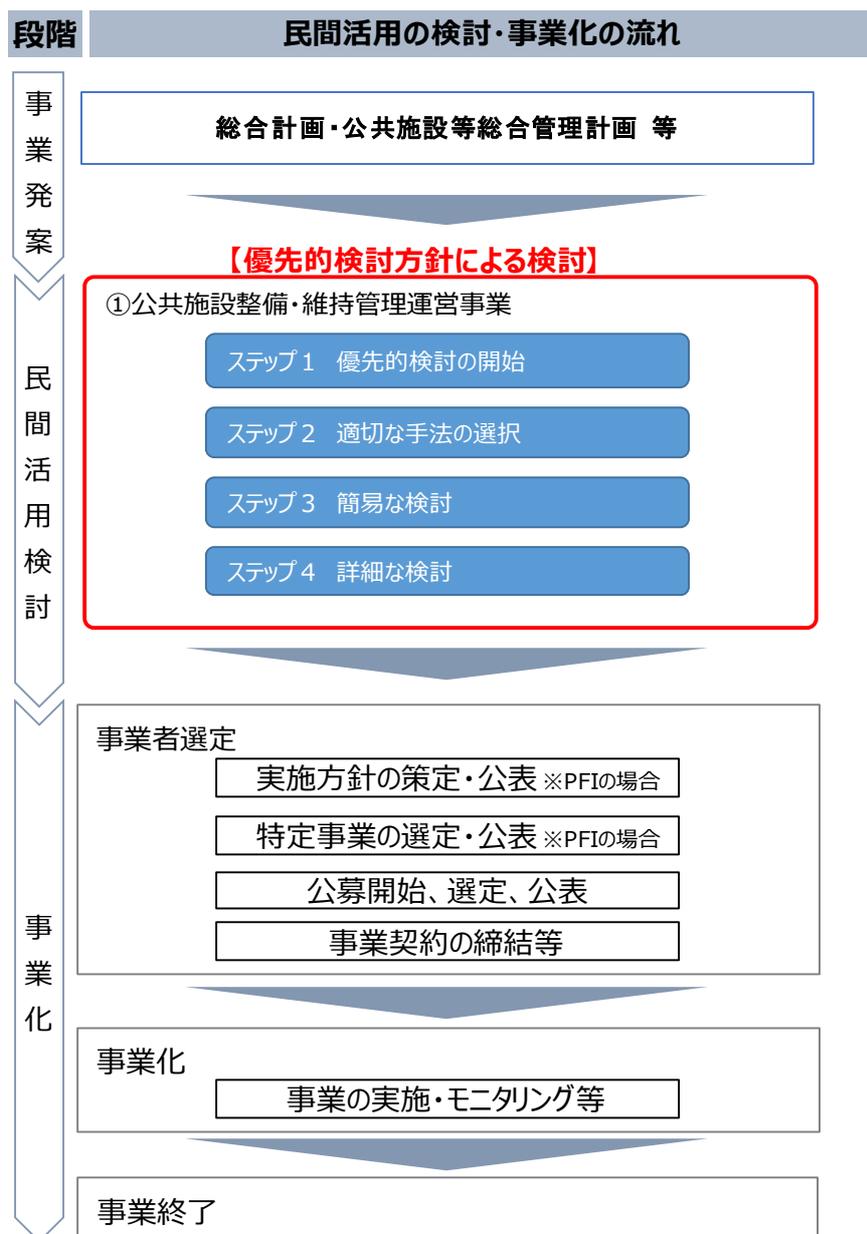
外部アドバイザーへの委託業務は、優先的検討での詳細な検討段階における「導入可能性調査業務」及び事業化段階における「事業者選定アドバイザー業務」に区分される。

また、必要に応じ、事業実施段階における「モニタリング支援業務」を委託することも検討する。

### 3 PPP/PFIの導入の流れ

本市における事業発案からPPP/PFIの導入検討、事業化までの流れは次に掲げるとおりである。

図表 14 PPP/PFIの導入の流れ



## 第4章 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討

### 1 事業発案（ステップ0）

事業発案のタイミングは、次に掲げるとおりとする。

図表 15 事業発案のタイミング

事業発案のタイミング
① 公共施設再配置計画などにに基づき検討時期が到来したとき。
② 公共施設等の維持管理・運営等の見直しを行うとき。
③ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき。
④ その他公共施設等の整備等の方針を検討するとき。

事業所管課は、事業発案時に大まかな対応の方向性を検討するための基礎情報を可能な範囲で整理する。

図表 16 整理すべき主な基礎情報

整理すべき主な基礎情報
① 対象事業の現況
② 事業実施時期
③ 整備規模
④ 都市計画、法令の確認
⑤ 市民ニーズや地域課題 等

### 2 優先的検討の開始（ステップ1）

#### 2-1 優先的検討の対象事業

事業所管課は発案した事業が優先的検討の対象事業となるかを確認し、対象事業となる場合はPPP/PFI手法の導入を検討する。

本市においては、次に掲げるいずれかに該当する事業を優先的検討の対象とする。

ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては、導入検討を行うものとする。

図表 17 優先的検討の対象事業

優先的検討の対象事業
① 事業費の総額が10億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）
② 単年度の維持管理・運営費等が1億円以上の事業
③ 維持管理・運営を見直すタイミングでの包括的民間委託等を検討する場合

## 2-2 優先的検討の対象外事業

事業所管課が発案した事業が優先的検討の対象事業の基準を満たしているとしても、次に掲げるいずれかに該当する事業は優先的検討の対象外とする。

図表 18 優先的検討の対象外事業

優先的検討の対象外事業
① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
③ 災害復旧事業など、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

## 2-3 優先的検討の開始における庁内体制

優先的検討を開始した事業について、事業所管課は速やかに制度所管課に報告し、連携を図りながら次のステップの手続について協議する。

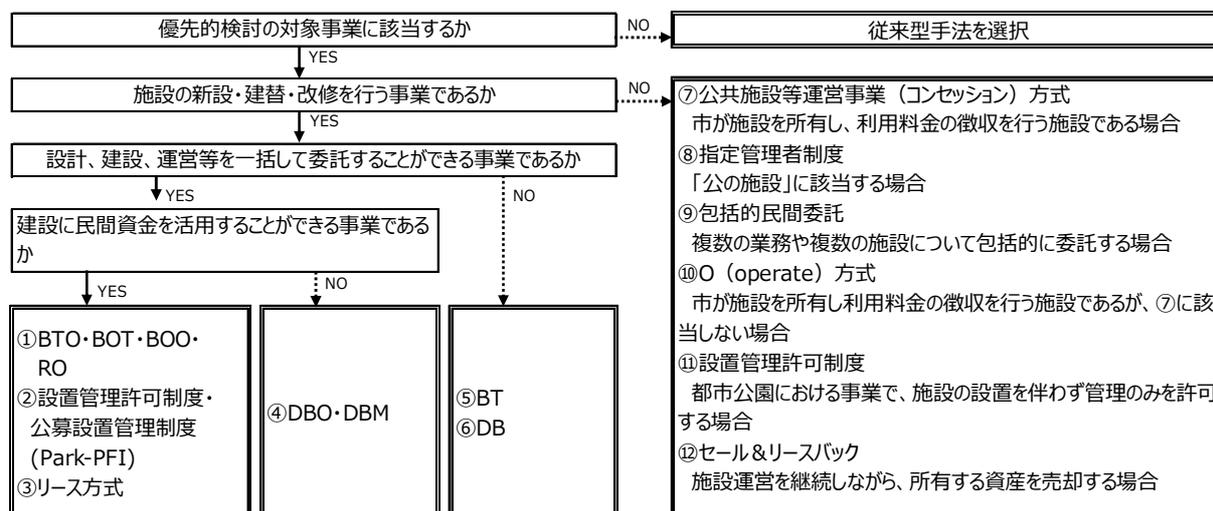
## 3 適切な手法の選択（ステップ2）

事業所管課は、優先的検討の対象事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切なPPP/PFI手法を選択する。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

具体的には、次に掲げるフローチャートを参考に、簡易な検討の実施対象とするPPP/PFI手法を絞り込むものとする。

図表 19 事業手法の選択に関するフローチャート



## 4 簡易な検討（ステップ3）

### 4-1 事業スキーム等の整理

事業所管課は、PPP/PFI手法の導入見込について、事業の目的・方向性や事業スキーム等を整理する。

図表 20 整理項目

整理項目
① 事業概要（事業発案時の基礎情報を踏まえた、市が想定する事業の目的、方向性、整備規模等）
② 民間活用を導入する目的（民間に期待する事項）
③ 事業スキーム（事業手法、（民間に任せる）業務範囲、事業期間等）
④ 民間実施に対する法的制約
⑤ 事業スケジュール

## 4-2 評価

事業所管課は、前項の項目を整理した上で、定性評価及び定量評価を行う。

### (1) 定性評価

簡易な検討段階の定性評価においては、官民対話や類似事例の調査を通じ、民間にとって創意工夫やノウハウ発揮の余地があり、それにより多様な効果（市民ニーズへの対応、地域課題の解決、地域の価値向上等）が期待できる事業であるか、民間の参入可能性があるかについて重点的に整理し評価する。

#### ア 官民対話

必要に応じ、サウンディング調査等を活用し、簡易な検討段階で検討する事項を踏まえ官民対話を行う。

図表 21 官民対話の項目

官民対話の項目
① 施設機能に対するアイデア
② 民間ノウハウの発揮の余地
③ 事業スキームの妥当性
④ 事業スケジュールの妥当性
⑤ 事業者の参入可能性 等

#### イ 類似事例の調査

類似事例を調査し、採用手法や想定される効果・課題、民間ノウハウの活用可能性、スケジュール等について取りまとめる。

類似事例の調査は、他の地方公共団体等の公表資料（実施方針等）やヒアリング等を通じて実施する。

### (2) 定量評価

採用手法について、従来型手法による場合との費用総額の比較を行い、採用手法の導入の可否を評価する。

費用総額の比較は、簡易VFMシート（「簡易な検討の計算表（内閣府）」）などを活用して行うことができる。

図表 22 定量評価における主な費用項目

定量評価における主な費用項目	
初期投資コスト	
	公共施設等の整備等に要する費用
	資金調達に要する費用
	調査に要する費用
	その他費用
維持管理・運営期間の収入及び費用	
	利用料金収入
	公共施設等の維持管理・運営等の費用
	民間事業者の適正な利益及び配当
	その他費用

なお、複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

ただし、定量評価が困難なときは、定性評価のみとすることも可能とする。

#### 4-3 簡易な検討結果等の協議、詳細な検討実施の可否等の決定

##### (1) 簡易な検討結果等の協議

事業所管課は、制度所管課と連携して取りまとめた簡易な検討結果に基づき、PPP/PFI手法の導入可能性調査（詳細な検討）の実施の可否等について検討し、次に掲げる提出書類等を作成した上で、推進本部等会議に諮る。

図表 23 提出書類

提出書類	
①	PPP/PFI導入可能性検討調書（別紙1）
②	その他簡易な検討結果を把握するために必要な書類

推進本部等会議では、事業所管課からの簡易な検討結果を受け、次に掲げる「導入の判断基準」に基づき、導入可能性調査の実施の可否等について協議し、その協議結果を踏まえ調査実施を判断する。

なお、簡易な検討のみによりPPP/PFI手法の導入を決定することが明らかに合理的であると考えられる場合には、次のステップ（詳細な検討）を省くことができるものとする。

その場合において、事業所管課は、PPP/PFI手法を導入することとした後、遅滞ない時期に、事業者の事業への関心を広く喚起するため、PPP/PFI手法を導入する旨及びおおよその公募時期等を市ホームページ上で公表する。

加えて、事業所管課は、事業者選定手続の終了後の適切な時期において、簡易な検討結果報告書の内容をホームページ等で公表する。

図表 24 導入の判断基準

導入の判断基準	
新たな事業機会の創出	
	民間事業者による創意工夫の発揮の余地はあるか
	民間事業者の参入可能性はあるか
	事業の競争性はあるか
	民間事業者の参入による事業の質的向上の可能性はあるか
	公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か
	民間事業者の参入において法規制等の制約がないか
民間需要の喚起	
	将来にわたり安定したサービス需要が見込めるか
	長期間の契約が可能か
	収益事業に対し、利用者・運営者ニーズがあるか
財政的メリット	
	補助金等の活用可能性などを踏まえ、費用の削減又は収入の増加が見込めるか
	施設の長寿命化、維持管理コストの縮減など、事業期間を越えLCCの縮減が見込めるか
事業実施上の課題	
	事業開始までに十分な検討期間を確保できるか
	事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はあるか

## (2) 詳細な検討の実施を決定した場合

推進本部等会議における協議結果を経て、PPP/PFI手法の導入に向けた詳細な検討を実施すべきと決定した場合は、事業所管課は外部コンサルタントへの導入可能性調査の委託費用の予算化など、次のステップに進むための準備を行う。

## (3) PPP/PFI 手法を導入しないと決定した場合

PPP/PFI手法を導入しないと決定した場合は、従来型手法を選択する。

この場合、事業所管課は、PPP/PFI手法を導入しないこととした理由等をホームページ等で公表する。

## 5 詳細な検討（ステップ4）

### 5-1 詳細な検討の実施

簡易な検討において、PPP/PFI手法の導入に向けた詳細な検討を実施すべきと決定した場合には、事業所管課は詳細な検討を行い、改めてPPP/PFI手法の導入可否を判断する。

詳細な検討を実施する場合においては、簡易な検討結果を踏まえ、専門的な外部コンサルタントの活用などにより、市場調査等も踏まえ、次に掲げる項目について精査する。

図表 25 検討項目

検討項目
① 従来型手法及び採用手法の長所・短所の整理並びに短所の解決策の検討
② 民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
③ リスク分担の検討
④ 従来型手法及び採用手法を導入した場合におけるそれぞれの費用総額の算出及び比較
⑤ 採用手法の業務範囲に維持管理・運営等を含む場合にあっては、当該事業の長期契約への可否の検討
⑥ その他市民サービスへの影響及び業務の効率化における効果等の検討

## 5-2 詳細な検討結果等の協議、PPP/PFI手法の導入の可否等の決定

事業所管課は、詳細な検討結果に基づき、PPP/PFI手法の導入の可否等を推進本部等会議に諮る。また、必要に応じ、関係各課との協議も行う。

推進本部等会議は、事業所管課からの詳細な検討結果の報告を受け、「図表24 導入の判断基準」に基づきPPP/PFI手法の導入可否等について協議する。

なお、協議に当たり事業所管課は次に掲げる書類等を提出し、推進本郡等会議での協議結果を踏まえ、事業手法を決定する。

図表 26 提出書類

提出書類
① PPP/PFI導入可能性検討調書（別紙1）
② その他詳細な検討結果を把握するために必要な書類

### (1) PPP/PFI 手法の導入を決定した場合

PPP/PFI手法の導入を実施すべきと決定した場合は、事業所管課は事業者選定アドバイザー業務等の予算化の準備に進む。

なお、事業所管課は、PPP/PFI手法を導入することとした後、遅滞ない時期に、事業者の事業への関心を広く喚起するため、PPP/PFI手法を導入する旨及びおおよその公募時期等を市ホームページ上で公表する。

また、事業所管課は、事業者選定手続の終了後の適切な時期において、詳細な検討結果報告書の内容をホームページ等で公表する。

### (2) PPP/PFI 手法を導入しないと決定した場合

PPP/PFI手法を導入しないと決定した場合には、従来型手法を選択する。

この場合、事業所管課は、PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に、PPP/PFI手法を導入しないこととした理由をホームページ等で公表する。

※各検討段階において、不明な項目については空欄でも可とする。

事業発案（ステップ0）

①対象事業の現況

Table with 4 columns: 事業名称, 事業目的, 事業概要(導入機能), 事業範囲. Includes checkboxes for 設計, 建設, 維持管理, 運営.

②事業実施時期（スケジュール）

Table for project schedule with columns for 想定スケジュール, 施設整備期間, 維持管理運営期間, 施設耐用年数.

③整備規模

Large table for project scale and costs, including 建設関係, 概算事業費, 財源の内訳, 利用料金等収入.

④都市計画、法令の確認

Table for urban planning and legal confirmation, including 用地関係, 民間実施に対する法的制約.

⑤市民ニーズや地域課題等

Table for citizen needs and regional issues.

優先的検討の開始（ステップ1）

Table for starting priority review, including criteria and checkboxes for 開始する and 開始しない.

適切な手法の選択（ステップ2）／簡易な検討（ステップ3）－事業スキームの整理	
民間活用を導入する目的 (民間に期待する事項)	
民間に任せる の業務範囲	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 運営 備考 ( )
事業期間	施設整備(設計・建設)期間： 年間                      維持管理・運営期間： 年間
事業手法	<input type="checkbox"/> P F I <input type="checkbox"/> DB <input type="checkbox"/> DBO・DBM <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 包括的民間委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )
P F I の場合の 方式及び類型	<input type="checkbox"/> B T O <input type="checkbox"/> BOT <input type="checkbox"/> BT <input type="checkbox"/> RO <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> サービス購入型 <input type="checkbox"/> 独立採算型 <input type="checkbox"/> ジョイントベンチャー(混合)型
理由	

**簡易な検討（ステップ3）－評価**

(1) 定性評価

ア 官民対話

施設機能へのアイデア	
民間ノウハウの発揮の余地	
事業スキームの妥当性	
事業スケジュールの妥当性	
事業者の参入可能性 等	

イ 類似事例の調査

事業名	事業手法	事業期間 (年)	面積 (㎡)	事業費 (百万円)	V F M (%)	備考

(2) 定量評価

		従来手法	採用手法
初期投資コスト	公共施設等の整備等に要する費用		
	資金調達に要する費用		
	調査に要する費用		
	その他費用		
維持管理・運営期間 の収入及び費用	利用料金収入		
	公共施設等の維持管理・運営等の費用		
	民間事業者の適正な利益及び配当		
	その他費用		
評価項目		V F M結果	備考
従来型手法と比較して、事業期間全体について財政負担の削減が図られるか (内閣府の簡易V F Mシート「簡易な検討の計算表」)等を活用して記載)		%	

(3) 導入の判断基準

[結果欄 ○：該当する ×：該当しない]

導入の判断基準	結果	理由
新たな事業機会の創出		
民間事業者による創意工夫の発揮の余地はあるか		
民間事業者の参入可能性はあるか		
事業の競争性はあるか		
民間事業者の参入による事業の質的向上の可能性はあるか		
公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か		
民間事業者の参画において、法規制等の制約がないか		
民間需要の喚起		
将来にわたり安定したサービス需要が見込めるか		
長期間の契約が可能か		
収益事業に対し、利用者・運営者ニーズがあるか		
財政的メリット		
補助金等の活用可能性などを踏まえ、費用の削減又は収入の増加が見込めるか		
施設の長寿命化、維持管理コストの縮減など、事業期間を超えLCCの縮減が見込めるか		
事業実施上の課題		
事業開始までに十分な検討期間を確保できるか		
事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はあるか		

事業所管課の検討結果

導入可能性 検討結果	<input type="checkbox"/> P P P / P F I 手法導入の適性あり (導入可能性調査の実施が適当) <input type="checkbox"/> P P P / P F I 手法導入の適性なし (従来型手法が適当) 【判断理由】
---------------	---